

平成 24 年 3 月 2 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

復興特別税の創設

復興財源確保法案 2011 年 11 月 30 日可決成立

東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別税が課税される事となりました。

法人税・所得税・個人住民税について、下記の復興特別税が課されます

【1】復興特別「法人税」

①課税標準及び税率

各課税事業年度の基準法人税額に 10% の税率を乗じて計算した金額

例) 資本金 1 億円以下の中小法人の場合

所得金額年 800 万円以下の部分・・・16.5% (15%+15%×0.1)

所得金額年 800 万円超の部分・・・28.05% (25.5%+25.5%×0.1)

②適用時期

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に開始する事業年度 (3 年間)

【2】復興特別「所得税」

①課税標準及び税率

・納税義務者が個人の場合

その年分の所得税額に 2.1% の税率を乗じて計算した金額

例) 夫婦子 2 人世帯の場合

給与収入 300 万円・・・所得税額 11,500 円に対し 200 円 (11,500×2.1%)

給与収入 500 万円・・・所得税額 78,500 円に対し 1,600 円 (78,500×2.1%)

・納税義務者が法人の場合

内国法人 利子配当等に対する所得税の額に対して 2.1% を乗じて計算した金額

外国法人 国内源泉所得の内、利子・配当及び使用料等に対する所得税の額に
対して 2.1% を乗じて計算した金額

例) 法人が株主に対して支払う配当金の源泉徴収税額

上場株式の配当金 100,000 円に対しての所得税 7,000 円に対し 147 円

②適用時期

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの各年分 (25 年間)

【3】個人住民税

個人住民税均等割額が、平成 26 年から平成 35 年までの 10 年間について、現行の 4,000 円から 1,000 円引上げられ年 5,000 円とされます。